

Mira Pay デジタルスタンプラリー業務委託【仕様書】

1 業務名

Mira Pay デジタルスタンプラリー業務

2 業務の目的

市民等の利用者に Mira Pay に慣れ親しんでもらい、楽しみながら Mira Pay を利用し、Mira Pay 取扱登録店舗の周遊を図る。

3 業務の内容

(1) 事業全体の企画立案、運営支援

本事業の企画や運営を行うこと。なお、キャンペーン期間中に Mira Pay 取扱登録店舗（応援事業所）で Mira Pay デジタルスタンプラリーを実施し、スタンプ収集後、さらに特典が付与されるキャンペーンを実施する。その内容は別に協議する。

*現在、Mira Pay アプリ内には、スタンプラリー機能は搭載されていません。

(2) 特典（協賛企業）募集、調整支援

当該事業で付与される特典・景品については、受託者において調達すること。当該事業を魚津市民に広く周知するための印刷物（チラシ、ポスター）のデザイン作成や、新聞折込みなどを行うこと。

(3) 業務の成果品及び提出期限

受託したすべての業務完了後に、成果物として報告書を提出すること。

4 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。（オンライン可）

委託業務期間中は毎週1回データ提出による実施状況報告を行う。

その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

5 受託者に提出を求めるデータ

実績報告（キャンペーンの内容に関する資料、参加者ログデータなど）、その他市が求める情報 等

6 業務期間

契約締結日から令和6年9月30日（火）まで

7 業務委託金額

1,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

9 その他留意事項

- (1) 本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。